



# 島根県報

平成24年3月16日（金）

第2,375号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	（総 務 課）	2
公害紛争処理法施行細則の一部を改正する規則	（環 境 政 策 課）	3
島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則	（水 産 課）	3

### 【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正	（総 務 課）	4
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	4
廃川敷地等の発生	（河 川 課）	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	5
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（審 査 指 導 課）	6

### 【公 告】

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	（河 川 課）	6
-----------------------------	---------	---

### 【特定調達公告】

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託に係る一般競争入札の相手方等	（下 水 道 推 進 課）	7
江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託に係る一般競争入札の相手方等	（企 業 局 総 務 課）	8

### 【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		8
個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し		9

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（規則第8号）

## 1 規則の概要

民法等の一部を改正する法律の施行により、未成年後見人に法人を選任することができるようになったことに伴う様式の整備（様式第2号—様式第4号関係）

## 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

## ◇公害紛争処理法施行細則の一部を改正する規則（規則第9号）

## 1 規則の概要

規定及び様式の整備

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第10号）

## 1 規則の概要

(1) 資金の種類に基幹漁業経営安定化資金を新設することとした。（第4条・第7条・第12条・別表関係）

(2) 漁業活性化資金に係る融資限度額を改めることとした。（別表関係）

(3) 新規漁業着業支援運転資金に係る融資利率を改めることとした。（別表関係）

(4) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第8号**

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

島根県個人情報保護条例施行規則（平成14年島根県規則第84号）の一部を次のように改正する。

「住 所  
(〒 — ) を  
様式第2号から様式第4号までの規定中

氏 名 」

「住 所（法人にあつては、主たる事務所又は本店の所在地）

(〒 — )

に、

氏 名（法人にあつては、名称又は商号及び代表者の氏名）」

「注 法定代理人による請求の場合には、法定代理人自身を証明する書類（運転免許証、旅券等）のほか、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。」

「注 1 法定代理人による請求の場合には、法定代理人自身を証明する書類（運転免許証、旅券等）のほか、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。に改め  
2 法定代理人が法人の場合には、代表者印を押印してください。」

る。

#### 附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

公害紛争処理法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第9号

公害紛争処理法施行細則の一部を改正する規則

公害紛争処理法施行細則（昭和45年島根県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

様式第3号の6中「島根県知事 氏 名 印」を  $\left. \begin{array}{l} \text{あつせん委員 氏名 } \textcircled{印} \\ \text{あつせん委員 氏名 } \textcircled{印} \\ \text{あつせん委員 氏名 } \textcircled{印} \\ \text{第 調 停 委 員 会 } \textcircled{印} \end{array} \right\}$  に改める。

様式第5号（注）中「民事訴訟法第792条」を「仲裁法第18条」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第10号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「次条第4号」を「次条第5号」に改める。

第4条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 基幹漁業経営安定化資金

第5条中「すべて」を「全て」に改める。

第7条第1項中「（次項に規定する者を除く。）」を削り、同条第2項中「新規漁業着業支援運転資金」を「基幹漁業経営安定化資金、新規漁業着業支援運転資金」に改める。

第9条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第12条中「新規漁業着業支援運転資金」を「基幹漁業経営安定化資金、新規漁業着業支援運転資金」に改める。

第13条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

別表漁業活性化資金の項中「10,000,000円」を「20,000,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

基幹漁業 経営安定 化資金	まき網漁 業又は沖 合底びき 網漁業を 営む漁業 者	資材、漁 具の購入 等漁業生 産活動に 必要な資 金	100,000,000 円	年1.2パー セント	1年 以内	融資機関 の定める ところに よる。	融資機関 又は基金 協会の定 めるところ による。	融資機関 の定める ところに よる。	年0.88パーセン ト。ただし、20ト ン以上の漁船を使 用して漁業を営む 者にあつては、年 1.09パーセント	取扱 漁協
---------------------	---	---	------------------	---------------	----------	-----------------------------	---------------------------------------	-----------------------------	---	----------

別表新規漁業着業支援運転資金の項中「年2.35パーセント」を「年2.25パーセント」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の知事の認定又は融資機関の決定（知事の認定を要しないものに限る。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の知事の認定又は融資機関の決定に係る融資については、なお従前の例による。

**告 示**

**島根県告示第164号**

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の島根県立農業大学校入学検定（出身学校長推薦入学検定及び一般入学検定）の項を次のように改める。

島根県立農林大学校入学検定	筆記試験の科目別得点、面接試験の得点及び適応性試験の結果	〃	農林大学校
---------------	------------------------------	---	-------

**島根県告示第165号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
邑智郡川本町	平成18年度～23年度	19枚	1冊	因原(1)	平成24年3月7日

**島根県告示第166号**

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県松江県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 河川の名称  
一級河川斐伊川水系坂本川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成24年3月16日
- 3 廃川敷地等の位置  
松江市坂本町字角田20番9
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 10.08平方メートル

#### 島根県告示第167号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年3月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 (1) 区域の名称  
三峠
- (2) 土地の表示  
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次に結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
雲南市大東町下阿用528番	1号
〃 1084番1	2号及び3号
〃 1082番	4号
〃 536番	5号
〃 1082番	6号

- 2 (1) 区域の名称  
杉谷
- (2) 土地の表示  
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次に結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
雲南市大東町下佐世1019番	1号
〃 1405番1	2号及び3号
〃 1403番	4号
〃 1402番7	5号及び6号
〃 1028番	7号
〃 1402番8	8号
〃 1026番	9号

〃	1024番	10号及び11号
〃	1021番	12号から14号まで
〃	1405番 5	15号
〃	1405番 1	16号

## 3(1) 区域の名称

下区

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次に結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
雲南市大東町上久野34番1	1号
〃 1881番1	2号から5号まで
〃 1917番	6号
〃 1881番1	7号
〃 36番	8号
〃 35番	9号

## 島根県告示第168号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成24年 3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
814	松江市浜乃木4-1-9 松江市猟友会 会長 佐藤 健次	松江市浜乃木4-1-9	松江市猟友会 会長 佐藤 健次	松江八東猟友会 会長 佐藤 健次

**公 告**

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成24年 3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

船舶9隻

その他船体附属物一式

## 2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

## (1) 場所

- 一級河川斐伊川水系天神川（松江市東津田町地内）
- 一級河川斐伊川水系京橋川（松江市学園南一丁目地内）
- 一級河川斐伊川水系朝酌川（松江市西川津町地内）
- 一級河川斐伊川水系意宇川（松江市竹矢町地内）
- 一級河川斐伊川水系講武川（松江市浜佐田町地内）

## (2) 日時

平成24年 2月18日 8時00分から同年 2月21日17時00分まで

## 3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

## (1) 日時

平成24年 2月22日 17時00分

## (2) 場所

松江市富士見町地内の県有地

## 4 当該工作物を返還するため必要な事項

- (1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示
- (2) 所有者等であることを証明する書類の提示

## 5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒690-0011 松江市東津田町1741-1

島根県松江県土整備事務所維持管理部管理第一グループ 電話 0852-32-5734

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年 3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地

## 3 落札者を決定した日

平成24年 3月 8日

## 4 落札者の氏名及び住所

カナツ技建工業株式会社

代表取締役 金津仁紀

島根県松江市春日町636番地

## 5 落札金額

2,866,500,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成23年12月16日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年 3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県企業局総務課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日  
平成24年 2月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
カナツ技建工業株式会社  
島根県松江市春日町636番地
- 5 落札金額  
91,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成24年 1月10日

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成24年 3月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,793
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 164,937
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を

超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

仁多選挙区	4,092
邑智選挙区	6,081
鹿足選挙区	4,383
隠岐選挙区	6,133
松江選挙区	55,819
浜田選挙区	16,370
出雲選挙区	46,763
益田選挙区	13,881
大田選挙区	10,827
安来選挙区	11,614
江津選挙区	7,186
雲南・飯石選挙区	13,397

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
- 164,937

#### 島根県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨、雲南市選挙管理委員会から報告があつたので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年3月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
かも福祉会館	雲南市加茂町宇治253番地	平成24年3月2日
根波生活改善センター	雲南市三刀屋町根波別所342番地2	平成24年3月2日
多根交流センター	雲南市掛合町多根418番地1	平成24年3月2日
松笠交流センター	雲南市掛合町松笠748番地1	平成24年3月2日
波多集会センター	雲南市掛合町波多433番地	平成24年3月2日
入間集会センター	雲南市掛合町入間516番地	平成24年3月2日